

令和 7 年 第 5 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 7 年 5 月 12 日（月）

午後 2 時 00 分から午後 2 時 40 分

場所：宇城市役所新館 1 階第 2 会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	村山 安次	2 番	五嶋 一精	3 番	田尻 かほる
4 番	松川 奈保美	5 番	村嶋 政弘	6 番	河野 公明
7 番	橋本 孝博	8 番	山田 哲郎	9 番	坂本 茂義
10 番	百家 美代子	11 番	吉富 訓生	12 番	北岡 誠司
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
欠	欠	中塘 万格人
近藤 洋之	田中 起代登	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	吉水 和博
吉川 勝弘	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

○欠席委員

農地利用最適化推進委員	早川 一伸	吉利 健
-------------	-------	------

○事務局出席者：（事務局長）松枝 邦明 （審議員）御船 保博 （主任主事）山本 秀磨

議事日程（開議：午後 2 時 00 分）

- 日程第 1 議事録署名委員の決定について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 24 号 農地法第 5 条許可における事業計画変更承認申請について
- 日程第 5 議案第 25 号 農地中間管理事業の実施に伴う農地利用集積等促進計画の策定について
- 日程第 6 議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画書の作成について
- 日程第 7 議案第 27 号 農地・非農地の判断について
- 日程第 8 議案第 28 号 令和 7 年度農業労働力及び農作業請負協定賃金について

開 会 (午後 1 時 59 分) 副会長の号令による起立・礼

事務局長 定刻になりましたので、ただ今から令和 7 年第 5 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名中 13 名全員出席です。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、過半数以上の出席となっていますので、総会が成立することをお知らせします。

開会にあたりまして、百家会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 こんにちは。大変お忙しい中、お疲れのところご出席をして頂きましてありがとうございます。

4 月の末に皆さんの通帳のほうに活動記録、一年間の報酬が入ったとおもいますがいかがだったでしょうか。みなさん圃場に必ず行ってるから、必ず農地の見守りをされていると思うんですが、活動記録の記入例をもらっていると思うんですけど、よその地区、地域の人たちはこれを参考にして記録されています。だからみなさん、宇城にもありますから、これを参考にして見たこと聞いたことをどんどん記帳していただいてですね活動記録を書いていただきますようお願いします。

議 長 それでは、これより令和 7 年第 5 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、9 番 坂本茂義委員、11 番 吉富訓生委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 23 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案の 2 ページになります。議案第 23 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求める令和 7 年 5

月 12 日提出 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

提案理由、農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いいたします。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況がわかるように説明をお願いします。

申請番号 1 番は、	1 番 村山委員より
申請番号 2 番は、	2 番 五嶋委員より
申請番号 3 番は、	三角 4 富武委員より
申請番号 4 番は、	5 番 村嶋委員より
申請番号 5 番は、	小川 4 河島委員より
申請番号 6 番は、	12 番 北岡委員より
申請番号 7 番は、	13 番 本田委員より

それぞれ説明を求めます。

村山委員

申請番号 1 番について説明いたします。詳細につきましては記載のとおりでございます。申請事由は、家族間の贈与となっております。

受人のほうは、取得後において農地のすべてを効率的に利用すると認められ、地域との調和状態にも支障はないと思われることから、許可は可能と思われます。

ご審議よろしく申し上げます。

五嶋委員

申請番号 2 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は、経営規模拡大による売買となっております。

現地は、果樹園地の基盤整備事業の対象地となっており、現在は荒廃農地となっておりますが、基盤整備による地域の担い手への農地の集積・集約を進めているところです。

譲受人は、地域の農業を先導する両親と共に農業を営む若手の農業者であり、基盤整備後に農地を効率的に活用すると認められ、地域との調和要件にも支障はないと思われることから許可は可能と思われます。

審議よろしく申し上げます。

富武推進委員

申請番号 3 番について説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。

渡人と受人の関係は、親子関係となっております。申請事由は家族間の贈与です。息子さんということで父親とともに就農 5 年目。ここは代々お爺様の代から河内より出作ということでかなり前からの関係を重ねている所で、園地もか

なり整備されて地域の見本となるような園地を作っておられます。

息子さんも地域との調和、協力性なんら問題ないかと思われますのでご審議のほどよろしくお願いします。

村嶋委員

申請番号4番について説明いたします。詳細は記載のとおりです。申請理由は、経営規模拡大による売買です。

場所は、〇〇支所より〇へ〇〇〇mぐらいのところにあります。

受人は、オリーブを現在3反この場所に作っておられ、その横を購入するとまたオリーブを作るということです。合わせて受人は5反くらいオリーブを作っておられ、なんら問題はないかと思われます。以上です。

河島推進委員

申請番号5番についてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりでございます。この案件は規模拡大による売買です。

渡人の〇〇さんは、現在福岡市に住んでおられます。昨年も今回の受人〇〇さんとの間で別の農地の売買が行われ成立しております。そのような縁があり今回の売買の話が持ち上がったそうでございます。

売買成立後は、水稻を栽培する予定となっております。なお、渡人〇〇さんとの間で今まで使用貸借契約を結ばれていた人物間でも解約合意書が提出されており、なんら問題はないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

北岡委員

申請番号6番について説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。申請理由は、新規就農による贈与です。

受人の〇〇さんは、〇〇市内で飲食店を経営されておりますが、以前から農業に興味をもたれ農地を探しておられました。

一方の渡人の〇〇さんは、結婚後家を出られ両親の死亡後すべての不動産を相続されましたが、当該地区が仲間地区の最も山側に位置し、圃場整備の地区外でもあり農地も狭く耕作困難なところで、一部の農地の耕作を隣人に頼んでいる以外は放置されており、実家もこれまで空き家となっております。また、数年前大病をわずらわれ、車の運転もままならない状態となられ今後不動産の管理等について不安を抱えておられました。そのような中、今回知人の紹介で話し合われた結果、家屋敷、農地、山林およびトラクター、田植機等の農業機械を含むすべての財産を引き受けてもらえれば無償で譲渡しますということになりました。

しかし、農地が20筆以上もあり、最初からすべてを耕作することは困難と思われますので、今回は比較的作業のやりやすい2筆を耕作し、軌道にのってきたら順次残りを申請していく予定です。

今回申請の田んぼには現在なにも作付けされておらず、今後サツマイモを植える予定です。

一方の畑には、渋柿が栽培されておりますが、手入れされていないところについては、切り開いて同じく渋柿を植える予定です。

住居は贈与された家を少し修理した後住む予定で、家屋敷、山林等については、現在名義変更の手続き中です。

受人は、30代半ばの若者で、まったく農業未経験者であるため、現在、地区のベテラン農業者の指導を受けるためほぼ毎日通われて、機械の取り扱いや野菜の栽培方法など技術の習得に励まれております。

今回のような若手農業者の就農に際し、遊休農地の解消はもとより若い力とアイデアで何か新しいものが生まれてくる可能性にも期待しております。そのためにわれわれ地域が協力してサポートしていきたいと考えておりますので、承認のほどよろしく申し上げます。

本田委員

申請番号7番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は、経営規模拡大による売買になります。

渡人の農地は、隣接する受人の農地に挟まれた農地ということで、効率的に利用したいということで相談したところ売買になったということです。

農業機械の所有状況、地域との調和要件も問題ないかと思われ、許可は可能かと思われます。

審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

只今、申請番号1番から7番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

（ 意見なし ）

議 長

意見も無いようですので、申請番号1番から7番について承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第23号の農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番から7番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第4、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第24号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案の4ページになります。議案第24号農地法第5条の規定による許可申

請書について。次のとおり許可申請があったので審議を求める。令和7年5月12日 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

提案理由、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号1番は、5番 村嶋委員より

申請番号2番は、6番 河野委員より

申請番号3番は、8番 山田委員より

申請番号4番は、松橋4 澤村委員より

申請番号5番は、小川2 吉水委員より

それぞれ、説明を求めます。

村嶋委員

申請番号1番についてご説明いたします。詳細は記載のとおりです。転用理由は、現場事務所及び工事車両置き場となっております。

場所は、〇〇駅西側で〇〇地区になっています。この駐車場・資材置き場は、道路の横の歩道を作るための工事となっております。駅まで通じる歩道ということでありました。一時転用で1年間ということでした。以上です。

河野委員

申請番号2番について説明いたします。転用事由は個人住宅になつとります。

場所がですね、居酒屋〇〇さんの向かい側に小高い丘がありますが、そこをずっと越えた北側にいったところに〇という地区がありまして、その近辺になります。区長さんからの排水同意も取れておりますし、隣接同意も取られております。

何ら問題はないかと思しますので、ご審議よろしく願いいたします。

山田委員

申請番号3番について説明いたします。詳細は記載のとおりです。転用事由がですね宅地分譲ということで、4区画の宅地分譲と申請をされております。

場所がですね、〇〇小学校の南東側に〇〇センターがありましたが、その川の向かい側になります。

区長さんの排水同意、また周辺は全部宅地になっておりまして、なんら問題はないと思います。

ご審議のほどよろしく願いします。

澤村推進委員 申請番号4番について説明いたします。詳細は記載のとおりです。転用事由が資材置き場となっております。

場所がですね、〇〇〇から〇〇に抜ける道路沿いで、〇〇川の橋の横になります。

始末書添付となっておりますが、転用期限が過ぎたため、始末書添付となっております。

借人の〇〇さんは、国営事業の基盤整備でここを使用されています。

何ら問題はないと思います。よろしくお願いします。

吉水推進委員 申請番号5番についての説明で、詳細は記載のとおりです。土石採取の3年間の契約で更新でございます。

4回目の更新で、場所は〇〇〇〇〇線の〇〇よりです。貸人は〇〇〇〇さんで、借人は〇〇〇〇。〇〇地区と、貸人、借人3者で環境保全に努めておられます。

排水は、貯水池を設置しておられます。採石後最終は、ショウガ畑にされるそうです。

なんら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項につきまして説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番は、農地から300m以内に〇〇駅があることから農地区分は第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号2番、4番、5番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号3番は、都市計画法で規定する用途地域内であることから農地区分は第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長 只今、申請番号1番から5番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、申請番号1番から5番について、承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 24 号の農地法第 5 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 5 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 5、議案第 25 号「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の策定について」を上程し、議題といたします。

議案第 25 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案の 6 ページになります。議案第 25 号農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の策定について、次のとおり農用地利用集積促進計画について意見を求める。令和 7 年 5 月 12 日 宇城市農業委員会会長 百家 美代子

提案理由、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画について、同条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の策定について農業委員会の意見を求める。以上です。

議 長

議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので案件ごとの説明は割愛させていただきます。

議長

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。
発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

山本推進委員

ちょっと教えてください。13 ページですね。13 ページの 23 ですね。この備考欄にですね一時利用地 〇〇町〇〇〇ー〇 畑〇〇〇㎡となっています。これはどういう理解をすればよかったですかね。

議 長

事務局、説明をお願いしてよろしいでしょうか。

事務局

事務局よりお答えしたいと思います。こちらは、〇〇の基盤整備事業の地域内になってまして、もうすでに換地計画はできあがってるんですけども、登記まで至ってないというところの一時利用という扱いで、基盤整備後の土地を借りるんですけども地番が伴ってないということです。左側の地番は現在の地番で登記後が備考の地番です。

議 長 山本委員いいですか。

山本推進委員 はい。

議 長 それでは他に意見はありませんか。
意見も無いようですので、議案第 25 号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第 25 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 6、議案第 26 号「農地利用集積等促進計画書の作成について」を上程し、議題といたします。
議案第 26 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局 議案の 52 ページになります。議案第 26 号農用地利用集積等促進計画書の作成について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画書の作成について熊本県農業公社に要請してよろしいか農業委員会の意見を求める。令和 7 年 5 月 12 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由、農用地の利用の高率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の策定を熊本県農業公社に要請するため農業委員会の意見を求める。

続きまして詳細を説明させていただきます。議案の 52 ページから 56 ページです。

今月は、農業公社が買い入れるのが 5 件、売り渡すのが 4 件です。

合計面積は、9 件中、田が 15,041 m²、畑が 3,349 m²、合計 18,390 m²です。

売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。
発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 26 号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第 26 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 7、議案第 27 号「農地・非農地の判断について」を上程し、議題といたします。
議案第 27 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局 議案の 58 ページです。議案第 27 号農地・非農地の判断について、宇城市非農地証明事務取扱要領に基づく非農地証明願の提出がありましたので、農業委員会の意見を求める。令和 7 年 5 月 12 日 宇城市農業委員会会長 百家美代子。

 続けて詳細説明に移ります。農地・非農地の判断について、申請者より非農地証明願の提出がありましたので提案するものです。
申請地の非農地の判断について、申請番号 1 番は豊野地区農業委員及び農地利用最適化推進委員との現地検討会をもとに非農地と判断しているところです。
ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

森田推進委員 すみません。

議 長 森田委員お願いします。

森田推進委員 写真で見るこの辺りのことですが、人づてに噂がありまして産業廃棄物処理場になるんじゃないだろうかということを聞いておりますが、そういうことの噂の元というか、その辺の開発がここに至る途中から開発されているようなことも聞いておりますがいかがでしょうか。

議 長 事務局わかりますか。

事務局 事務局からお答えしたいと思います。
産業廃棄物処理施設というお話ですが、事務局としては何も聞いておりません。ですので、何もわからない状況です。以上です。

森田推進委員 はい。

議 長 森田委員

森田推進委員 再質問ですみませんが、この土地を上から埋めるのか知りませんが、仮にそういう産業廃棄物処理の申請というか、非農地化した後の扱いですから農業委員会としては用地の取り扱いに関してはここで終わるわけですか。どうでしょう。

議 長 事務局

事務局 事務局の方からお答えしたいと思います。
非農地化が今日承認されればですね、非農地ということで農地ではなくなりますので、その後は農地としての許可申請だったりそういったものはなくなるといったところです。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。
他にご意見ありませんか。

議 長 意見も無いようですので、議案第 27 号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 27 号について、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 8、議案第 28 号「令和 7 年度農業労働力及び農作業請負協定賃金について」を上程し、議題といたします。
議案第 28 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局 議案の 59 ページになります。令和 7 年度農業労働力及び農作業請負協定賃金について、このことにつき、別紙項目の協定賃金を決定したく提案する。令和 7 年 5 月 12 日 宇城市農業委員会会長 百家美代子。

続けて詳細を説明させていただきます。議案の 60 ページです。中段に「参考」としまして、令和 4 年・令和 5 年・令和 6 年度の宇城市の金額と宇城地域並びに熊本県の平均額、枠外に熊本県の最低賃金額・時間当たりを載せております。8 時間では 7,616 円になるので、端数を切り上げ農業一般を 7,700 円と考えています。

また、水稻作作業受託料金につきましては、物価高騰の状況を考え、昨年より値上げした料金に設定しております。

令和 7 年度の農作業一般からコンバインでの稲刈りまでの（案）につつまし

てご審議方お願いします。

議 長

それでは、案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

（ 意見なし ）

議 長

意見も無いようですので、議案第 28 号について承認される方の挙手を求めます。

（ 委員挙手 ）

議 長

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 28 号について、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和 7 年第 5 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なご審議、有り難うございました。

閉 会

（午後 14 時 37 分）副会長の号令による、起立、礼。